

26 豊行（情運）第 8 号

平成 27 年 3 月 20 日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することについて

（答申第 11 号）

平成 27 年 2 月 9 日付け 26 豊保こ第 255 号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」につき、各地域の民生委員・児童委員に対し、当該訪問事業の対象となる乳児の個人情報（住所、氏名、生年月日、性別、保護者氏名）を提供することは、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる。

よって、豊橋市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 6 号に基づき、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施するに当たり、保有個人情報を利用目的以外の目的のために当該民生委員・児童委員に提供することは、特別の理由があるものと認める。

ただし、実施機関は当該民生委員・児童委員に対し、個人情報の管理、保管及び運用の方法を示し、個人情報の紛失、毀損、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理運営のために必要な措置を講ずるものとする。